

地域商業再起支援事業費補助金

ポイント

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者グループ及び商工団体等が取り組む「新しい生活様式」に対応した「感染症対策事業」や「販促・新サービス展開等事業」に対して費用を補助する制度です。

対象者

・事業者グループ

(県内の中小企業者5者以上で構成された法人格を持たない団体であり、代表者等に関する規約等を有するもの)

・商工団体等

(商店街振興組合、商工会・商工会議所、事業協同組合及びまちづくり会社等法人格を持つ団体)

！ 単独事業者は対象となりません。

補助率等

・補助率：3/4以内

・補助上限額（下限額）

事業者グループ：1,500千円（下限：250千円）

商工団体等：3,000千円（下限：500千円）



対象経費

・感染症対策、販促・新サービス展開等にかかる経費 等

(令和2年4月7日以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、遡及申請が可能です)

対象事業

・感染症対策事業

・販促・新サービス展開等事業



事業例（※販促・新サービス展開等事業は、感染症対策事業と併せて実施する場合のみ対象とします）

感染症対策事業

・ 消毒液やマスク等の衛生用品を購入し、各店舗へ配布する取組

・ 店内での濃厚接触防止のための 間仕切りの設置や飛沫防止ビニールの貼り付けなどの取組

・ 商店街に屋外共有スペース（テイクアウト商品を食べたり、休憩できるベンチや椅子等）の設置

・ 商店街全体で 感染症対策を実施していることをPRする横断幕やチラシの作成・配布の取組等



販促・新サービス展開等事業

・ 飲食店とタクシー事業者がグループで実施する デリバリーサービスの取組

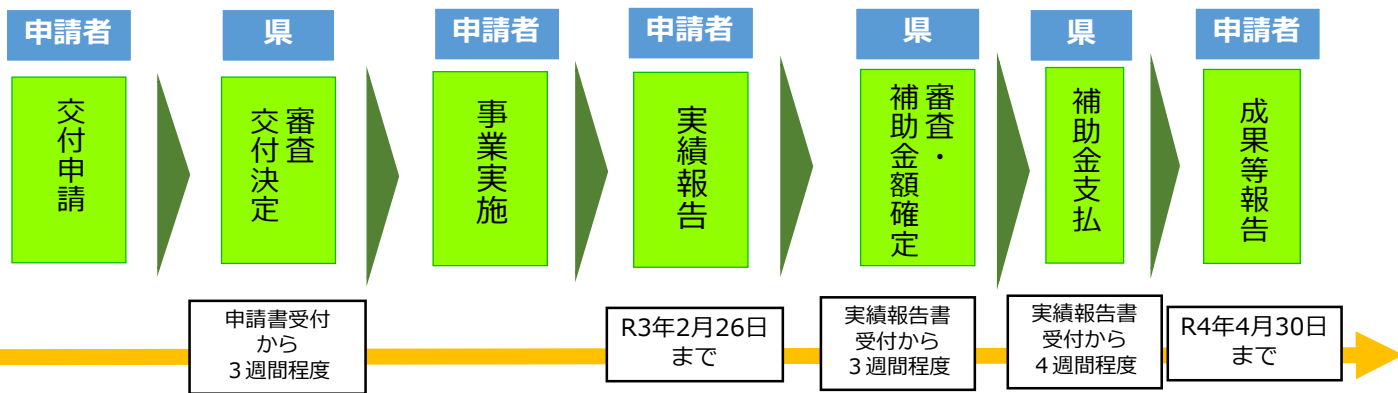
・ 地域の居酒屋が共同で ドリンクラリーの取組を実施

・ 商店街の空き店舗を活用し、 飲食店グループがテイクアウト商品を一括購入できる売り場づくり

・ 小売店グループで新たに 共同の通販サイトを作成し、 商品等を販売する取組



補助事業の流れ



注意事項

- ・「補助金交付決定通知書」の受領後に事業を行うことが原則です。
(令和2年4月7日以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、さかのぼって補助金の対象とすることができます。)
- ・補助事業の**内容及び経費等を変更する際は、事前の承認が必要**です。
- ・補助金交付決定を受けても、**定められた期日までに実績報告の提出がないと、補助金は受け取れません**。
- ・補助事業完了後、本事業を活用した店舗が、**令和4年3月31日時点（1年後）に事業を継続していることを報告する必要があります。（報告期限：令和4年4月30日）**
- ・**国や県、市町村が助成する他の制度（補助金、委託費等）と経費が重複する事業は補助対象事業となりません**。
- ・グループ又は商工団体等が同一の内容で複数回申請を行うことはできません。

補助対象経費具体例（対象経費に該当するか不明な場合は、問い合わせ先までご連絡ください。）

対象経費	対象経費例	
	感染症対策事業	販促・新サービス展開等事業
需用費	・感染症対策の取組周知チラシ、ポスター等の印刷物製作費用	・テイクアウト用メニュー表、チラシ・ポスター等の印刷物やスタンプラリーの台紙等の印刷費
役務費 又は委託費	・感染症対策の取組内容を周知するためのWEBページの作成や広告掲載にかかる費用	・ネット販売を始めるための通販ページ作成委託費用・販促のためのPR費用 ・テイクアウト等を始めた際の新聞折込やポスティングにかかる費用
店舗改装費 (工事費)	・感染症対策のために必要となる店舗改装費（間仕切り設置、換気扇、換気用の小窓設置等）	・テイクアウト、デリバリー等のための店舗改装費（テイクアウト用カウンターや受け渡し窓の設置等）
消耗品費	・衛生用品（マスク、消毒液等）、レジに並ぶ際 の前後スペースの確保や密集防止に必要な 消耗品（テープやカラーコーン等）の費用	・テイクアウトやデリバリー事業を開始するた めに必要な容器等の購入費用、調理器具等
その他	【専門家謝金・旅費】 感染防止のための店舗レイアウトや接客、営業 に関する専門家派遣にかかる費用	【専門家謝金・旅費】 デリバリーやネット通販を始める際の専門家派遣 にかかる費用 【使用料・賃借料】配達用自動車・バイクリース料 (※最長3ヶ月分を補助対象とする)

問い合わせ先

高知県商工労働部

経営支援課 商業流通担当

TEL : 088-823-9679 FAX : 088-823-9138
E-mail : 150401@ken.pref.kochi.lg.jp